



桂坂の
景観まちづくり
2013



桂坂の景観まちづくり

2012年12月22日、桂坂景観まちづくり協議会の臨時総会にて原案を採択し、その後、京都市景観政策課と調整を行い、2013年5月31日に、本計画書について、京都市長より京都市市街地景観整備条例第46条第1項の規定による「地域景観づくり計画書」としての認定を受けました。

目次

はじめに	03
桂坂	04
地域の概要	05
■ 桂坂の形成史	
1 開発以前の状況（歴史的環境）	
2 開発計画の決定とその内容	
3 入居開始後の住民による住環境育成	
■ 桂坂の景観に関する現状と課題	
1 現状	
2 課題	
景観の特徴と構成	11
■ 桂坂の空間構成の特徴	
1 地形のデザイン	
2 街路網のしくみ	
3 緑のネットワーク	
4 住宅地の街区構成	
5 センター地区	
6 教育・研究施設、福祉施設	
■ 景観の特徴と構成	
1 桂坂全体スケールでみる景観	
2 桂坂の構成原理をみる景観	
3 住宅地の景観	
桂坂の将来像	16
■ 景観の基本目標	
■ 各エリアでの方針	
① パブリックスペース（ロータリーを核とする街路樹、緑道と公園）	
② 戸建住宅ゾーン	
③ センター地区	
④ 教育・研究施設ゾーン、福祉施設ゾーン	
⑤ 集合住宅ゾーン	
⑥ 全域	
桂坂における景観づくりの方針	17
1 美しく健やかで住み心地のよいまちをつくる	
2 緑の保全と育成に努め、季節感豊かなまちをつくる	
3 自然と調和した潤いと安らぎのあるまちをつくる	
4 歴史・文化を大切にし、誇りに満ちたまちをつくる	
5 地域の連携を深め、より魅力のあるまちをつくる	

桂坂景観づくりにおける配慮事項 18

- ① パブリックスペース
- ② 戸建住宅ゾーン
- ③ センター地区
- ④ 教育・研究施設ゾーン、福祉施設ゾーン
- ⑤ 集合住宅ゾーン
- ⑥ 全域

協議の実施 20

■ 地域景観づくり協議地区

■ 景観まちづくり協議会の構成

■ 協議の手順

- 1 協議の対象
- 2 協議の開催時期
 - ① 建築協定の締結されている敷地の場合
 - ② 建築協定以外の独自の建築ルールや承認手続きルールのある地区の中の敷地の場合
 - ③ 建築協定の締結されていない敷地の場合
- 3 桂坂の景観づくり活動についての協議

■ 協議会の体制・連絡先

協議会の取り組み 24

■ 桂坂学区自治連合会による景観を守る活動の経過

パブリックスペースの清掃・手入れ

■ 桂坂地区建築協定協議会による景観を守る活動の経過

- 1 建築協定協議会が手がけた取り組み
- 2 受賞歴

■ 桂坂景観まちづくり協議会の活動

桂坂景観まちづくり協議会規約 27

わがまち桂坂マップ〈主な景観構成資源とその分布〉 30

はじめに

これまで、桂坂では、建築協定、地区計画、景観計画、用途地域指定を用いて、さらに住民どうしの協力によって、建築物の形態・意匠の調和を図り景観を保全してきました。本計画はこれら既に実施し実績を蓄積してきた手法に加えて、桂坂景観まちづくり協議会によって工事等の事前に行う「協議」という新たな取組みを加えることで、さらに景観保全の充実を図ろうとするものです。

また、桂坂の景観にとってたいへん重要な、緑・公園・街路空間等の保全を、景観まちづくりの重要な取組みに改めて位置づけています。

桂坂では、ほとんどの区域に建築協定があり、その協定の内容には、それぞれの区域で景観が将来どのような姿に保たれるかが間接的に表現されていたと言えます。しかし、必ずしも桂坂全体としての景観の特徴や望まれる将来像が、区域内外の誰にも伝わるようにまとまって説明されているものが十分示されている状況ではありませんでした。桂坂全体がどのような景観を目標としているのかが説明されていけば、このまちで行われる工事等に当たっても、あらかじめ工事等の構想段階において配慮や工夫をこらす機会が得やすくなると思われます。そこで、本計画書では改めて、桂坂全体の開発計画を当初から振り返り、現在まで各段階において検討されながら形成されてきた桂坂の景観について、その特徴と構成の解説、将来像、景観づくりの方針と配慮事項をまとめることとしました。この計画書を広く公表することとし、区域内外の誰でも見るようにします。

建築協定をはじめとする既存の手法による取組みに加えて、今回新たに「協議」の取組みも可能となりました。さらに、本計画書を準備することで、住民を含む関係者が、桂坂の景観についてのビジョンを共有しながら、ともに景観づくりに携わるというかたちでの「景観まちづくり」に取組みたいと思います。将来にむけて、より桂坂らしい景観を持続していきたいと思えます。

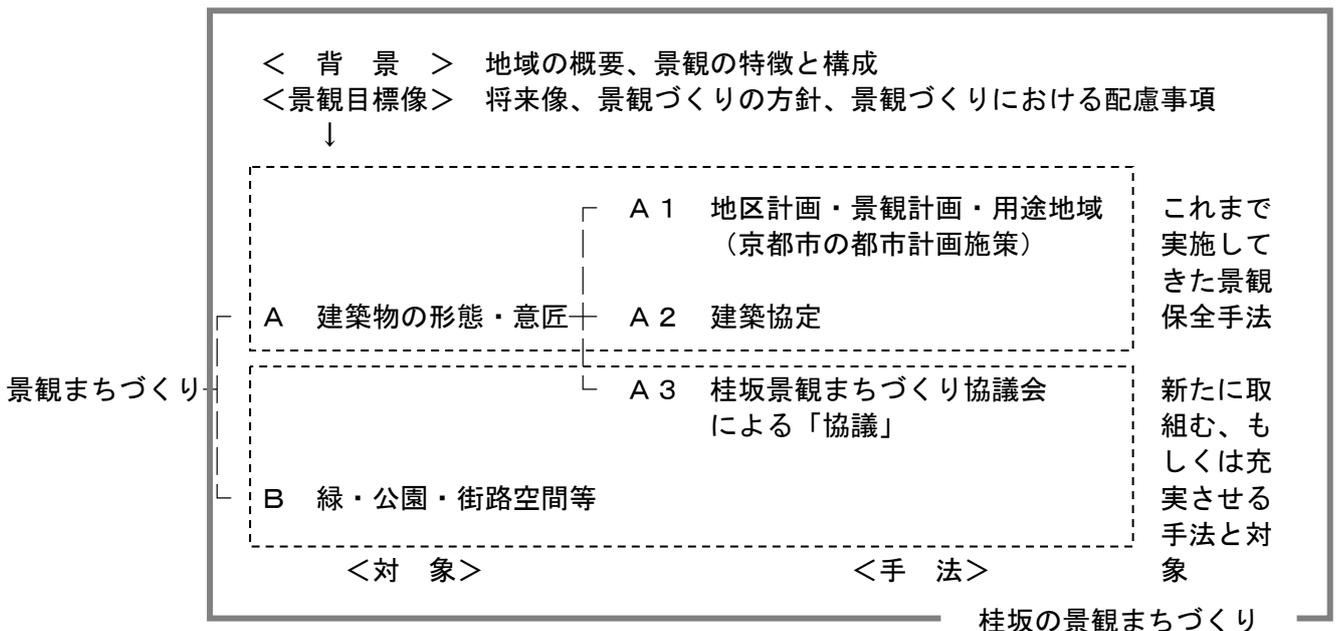


図1 桂坂におけるこれまでの景観保全の取組みと本計画の関係

桂 坂

桂坂は京都市西京区に位置し、西山丘陵の南及び南東むき斜面に、計画的に開発整備された大規模な住宅地域である。大枝北沓掛町・御陵大枝山町・御陵峰ヶ堂町の3町で構成され、総面積約163万㎡、世帯数約4,200世帯、人口約12,000人（2012年1月現在）である。開発整備の当初計画において「自然と人工が融合する豊かさの創出」が開発理念として位置づけられ、傾斜地形をいかした緑豊かなゆとりある住宅地域となった。実際の開発工事は1984年から2011年の27年にわたって段階的に進められた。開発経過にともなって順に完成された15自治会（2012年8月現在）からなる住宅地区と、生活関連施設が集まるセンター地区、教育・研究・福祉施設等の公共施設の地区によって構成されている。

住宅地区のほとんどで当初から一人協定による建築協定が用意され、地区住民による活発な協定運営がなされてきたこと、さらに合意協定への更新が高い合意率で着実に進められていることは、全国的にも高く評価されている。また、全域に地区計画がかかっており、地区整備計画もほとんどの地区で決定されるに至っており、開発計画の理念に沿った環境と景観を持続する努力が続けられてきた¹。

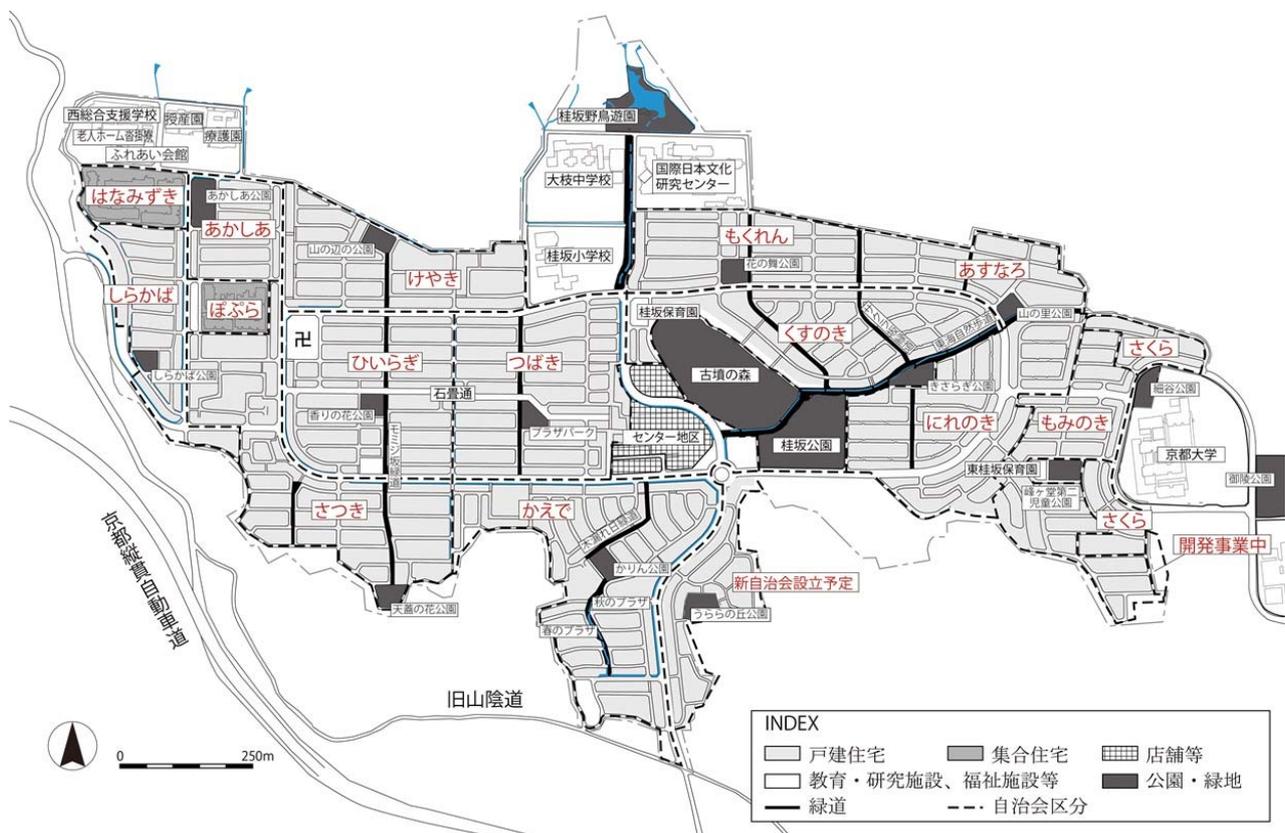


図2 桂坂の土地利用構成と自治会区分（2012年8月現在）

¹ 創立20周年記念「桂坂」 桂坂学区創立20周年記念事業実行委員会（2009年12月発行）

地域の概要

■ 桂坂の形成史

1 開発以前の状況（歴史的環境）²

桂坂は、京都盆地を囲む西山の丘陵地の一面にあり、北から西には山々が近くにせまり、さらに旧山陰道をはさんで南へとつづいていく西山の連なりが眺められ、常に緑をたたえた稜線が心和む風景となっている。北側の稜線上には、明智光秀が織田信長を急襲するために進軍したともいわれる唐櫃越の古道が通り、丹波方面と京都盆地をつなぐ途上にこの地域が存在することが改めて認識できる。



写真1 古墳の森のなかの大枝山古墳群



写真2 峯ヶ堂跡近くの東海自然歩道と竹林

桂坂の古代の歴史を伝える代表的な遺産に「大枝山古墳群」(古墳時代6～7世紀前半)が存在する。この古墳群は、桂坂開発の際に桂坂公園と隣接する中心的な緑地として整備保全が図られた。整備にあたって移築保存となった古墳等に関する学術調査等から、この地域が、秦氏の一族が勢力をもつ土地であったことが推測されている。古墳群は奈良方面の当時の都の方への眺望が得られる立地³、桂坂公園の丘からは今もその眺めを迫体験することができる。

鎌倉時代に、桂坂の東北側に接する山の一角には、有力な中世寺院であった法華山寺が創建され、「峯ヶ堂」等と呼ばれていた。ちょうどこの山の稜線を「唐櫃越」が通るが、峯ヶ堂の位置も丹波と京の都を結ぶ重要交通ルートが京都に入る要所とみられる。その後、度重なる争乱の影響を受けて寺院は衰退し、16世紀前半に廃寺となり、その後、跡地には峯ヶ堂城が築かれた。現在は、桂坂を通る東海自然歩道の沿道にあたる場所である。

これらの古代から中世の歴史的遺構は、山陰道の街道沿いに発達した杳掛等の集落の背後の丘陵地の中にあり、その後近世から現代まで山林内の環境の中に伝えられていた。山陰道沿いの一角は、柿や筍などの特産品で知られる農村地域であり、現在も美しい柿畑や竹林等がみられる。その集落背後丘陵地に開発されることとなった桂坂は、開発計画の度重なる検討を通じて、自然環境・歴史的環境との調和に積極的に取り組むよう、計画されることとなった。

2 開発計画の決定とその内容

桂坂は、株式会社西洋環境開発によって開発がすすめられた。1960年代から年月を経てつくられた⁴開

² 創立20周年記念「桂坂」 桂坂学区創立20周年記念事業実行委員会（2009年12月発行）

³ 第2回桂坂まちあるき時の丸川義広氏（京都市埋蔵文化財研究所）の講義による。土師氏とする学説もある。

⁴ 桂坂の開発整備の計画「洛西グリーンハイツ修正基本計画書」（図3）では、自然環境・住環境・文化遺産・住民コミュニティ形成促進等多項目にわたる重厚な方針が記載されているが、このような方針を必要とした背景には、西山丘陵の山林を宅地化する事業の開発許可が容易に得られるわけではないため、特別に念入りな計画を求められる状況にあったことが関係しているとも考えられる。以下に開発に至る経過の概要を示す：

- ・1960年代半ば、洛西ニュータウンの隣接地として民間業者により買収。京都市に洛西ニュータウンと一体的開発が持ちかけられるが、別箇の開発となり（株）西武化学（後西武都市開発、西洋環境開発と名称変更）に買収斡旋。
- ・アトリエ・アルバック（現・地域計画建築研究所）がマスタープラン計画を担当。1968年基本計画策定。標高160m迄の開発とする。
- ・この頃、同時に、近郊緑地保全区域（1969年）市街化区域（1971年）用途地域（1973年）が決定され（京都府・市）

発整備の計画は、いかに住む人の生活を豊かにするかという思想に裏付けられた質の高いきめ細やかなものであった。開発にあたっては「まちづくりは単に人が住む器をつくれればよいというものではない、美しく快適で居心地のよいまちという芸術作品をつくる」という心意気で取り組まれたという。このコンセプトを活かすために、ほぼ全域で2階建ての一戸建住宅であることが求められ、植栽を豊富にして緑化を行う等、美しい表情のまちをつくりあげようとしたとされる。開発のための基本計画はアトリエ・アルパックに委託されて立案され、21世紀の現在まで、桂坂の住民や関係者に生まれ受け継がれる景観の構成を決定するものとして完成した。

・設計理念⁵

- (1) まちづくりに風土や文化を反映させる
- (2) 多様な居住者の生活するまちづくりを目指す
- (3) 人のつながりと暮らしを大切にするまち
- (4) 歴史が重層するまち
- (5) 自然と豊かに関わるまち
- (6) 人の感性を大切にするまち

この理念を実現する方法として、地形と土地利用の計画、公園緑地計画、街路計画、街区設計において多数の特徴ある計画が立案されることとなった⁶。計画は、西洋環境開発のほか、日本勤労者住宅協会、京都労働者住宅生活協同組合、住宅都市整備公団の開発地を含めた桂坂の全地域を対象とした計画である(図3)。

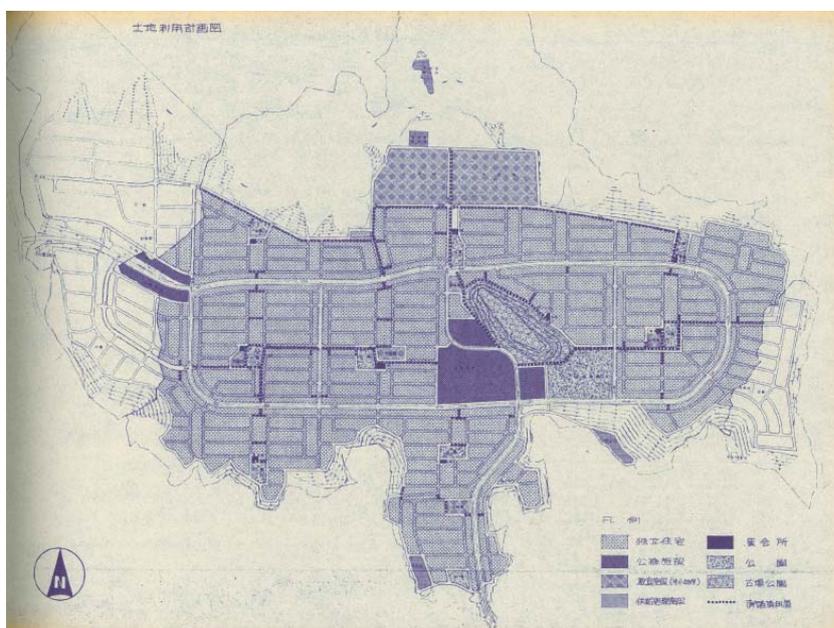


図3 洛西グリーンハイツ修正基本計画書(1980年8月 地域計画建築研究所)

大半が市街化区域となるが、一部市街化調整区域となり開発協議中断する。この間、大枝山古墳群の保存が決まる。

- ・1979年、京都市との開発協議が基本的合意に達する。
- ・1979～80年 基本計画のみなおし(地域計画建築研究所受託)「洛西グリーンハイツ修正基本計画書」が完成する。
- ・1983年 開発許可認可。
- ・1984年 造成工事着工。実施に向けた詳細計画が検討され、歩車の共存環境(ボンエルフ道路)の導入、自然環境・歴史の重視(古墳公園)、野鳥園の承認、京都の文化を継承し担う人材の居住推進等が構想され、付加価値をもつ新しい時代のお屋敷町をめざす方針が検討される。
- ・1986年 第1次入居がはじまる。

⁵ 道家駿太郎氏講演(2011年9月11日、桂坂)から

⁶ 桂坂の景観について、20世紀後半以降の民間開発の計画的住宅地の良好なものとしての景観遺産とみることもできるのではないかと。京都市においては、近代の市街地拡大時期に民間開発住宅地が各地に形成されているが、桂坂は、京都の民間開発住宅地の特徴的な事例とも考えられる。また、全国的に20世紀後半には民間開発の計画的住宅地は拡大したが、桂坂はそのなかでも西武系の住宅地開発がもついくつかの特徴の集大成のような位置づけが可能ではないかと考えられる。桂坂以前の西武系の住宅地開発(宇治市南陵町、川西市、宮城県汐見台、等)の特徴には、街路の形状の工夫や歩車共存システム、緑化協定を用いた緑化の取り組み等がみられ、それらは桂坂にさらに多様な工夫を加えるかたちで応用されている。

3 入居開始後の住民による住環境育成

1985年に第1期分譲が開始され、1986年4月に第一号の入居者があり、そののち順に開発・分譲地が拡大していった。この経過に伴って、入居が進む地区から順に自治会が設立された。1988年にかえて自治会、しらかば自治会、1989年にさつき自治会が設立されると、自治連合会が設立された。新しい住宅地には、まだ十分な近隣施設・設備も未整備で、自治会が主体的に住環境形成に取り組むことになった。

順に住宅地区の開発が進むことから、新たに完成・入居が進む各地区においても続けて自治会が設立され、新しいまちにおけるコミュニティ形成の努力が進められた。各自治会では、集会所の設置、町内掲示板の設置等のコミュニティの活動の基礎となる施設設置の働きかけ、地区ごとにある公園や緑道の管理活動等に積極的に関わった。学校の開設においても、自治会による積極的な働きかけや協力が行われることで、各自治会の活動力と桂坂全域の一体性が促された。建築協定の運営においても、自治会の協力は非常に大きな力となっている。特に、当初一人協定として導入された建築協定が、高い更新率で合意協定に移行する際には、自治会の協力は欠かせないものである。また、これら建築協定の運営・更新に関して桂坂全体の協力をより進められるよう建築協定協議会が設置され、全域レベルでの活動にも取り組むようになった。

1986年以来、住環境上課題になるいくつかの「案件」が生じたが、それらを善処する際にもコミュニティが主体的に重要な役割をはたした(表1)。桂坂に隣接して京都大学桂キャンパスが開発される際には、桂坂京大キャンパス問題連絡協議会を設置して、対応にあたった。西洋環境開発の破たんの後、野鳥園の管理移管が必要となった際の対応、ロータリー前の土地にマンション開発計画が生じた際の対応、長く閉鎖されていた古墳の森の保存活動と活動組織の立ち上げ等が主たる「案件」としてあげられる。

2009年度には、建築協定協議会が国土交通省「住まい・まちづくり担い手

表1 桂坂におけるまちづくり・住民活動の主な経過

1968	最初の開発計画
1973	京都市協議完了
1983	計画の3次修正 桂坂地区の造成開始 古墳の森の計画開始
1985	桂坂野鳥園の計画開始 第1期分譲開始
1986	まち開き 第1期入居開始
1987	古墳の森復元・整備完了 西洋環境開発主催の夏祭り
1988	かえで自治会主催夏祭り・初のクリーン大作戦
1989	桂坂小学校・大枝中学校開校 桂坂学区自治連合会発足
1990	第1回桂坂統一ふれあいクリーンデー 桂坂社会福祉協議会・桂坂体育振興会・桂坂少年補導委員会発足
1991	桂坂野鳥園開園 第1回行政懇談会 第1回学区民体育祭
1992	山の手倶楽部・桂坂交通安全推進会発足
1993	東地区まち開き
1994	第1回カザラッカコンサート 第1回趣味の作品展 ふれあいの里保養研修センター開設 自治会館建設要望書を西洋環境開発・住宅整備団体に提出 桂坂自主防災会・地域女性会・桂坂防犯推進委員協議会発足
1995	第1回自主防災訓練
1996	保育所・児童館の設置要望書を京都市に提出
1997	イズミヤ建設説明会開催
1998	大枝交番・自治連合会館・消防分団器具庫完成 桂坂消防分団発足
1999	桂坂保育所・児童館開設 桂坂学区創立10周年記念事業
2000	「野鳥園」が社会福祉協議会に移管「野鳥遊園」に改称 桂坂京大キャンパス問題連絡協議会設立 桂坂教育後援会発足
2001	西洋環境開発特別清算 桂坂野鳥遊園を育てる推進会発足
2002	桂坂野鳥遊園友の会発足 第1回ホタル鑑賞会
2003	京大桂キャンパス開校 桂坂花の輪の会発足
2004	イズミヤ桂坂店オープン
2006	東桂坂保育園開園 桂坂緑水会発足
2007	桂坂地区建築協定協議会発足 桂坂マンション建設問題(センター地区問題)発生 センター地区問題に関する請願を京都市議会に提出
2008	桂坂学区創立20周年記念事業 桂坂ほっとラインの会発足
2009	桂坂夢まちプロジェクト(国交省「住まい・まちづくり担い手事業」) 桂坂子育て応援サロン発足
2011	桂坂古墳の森保存会発足

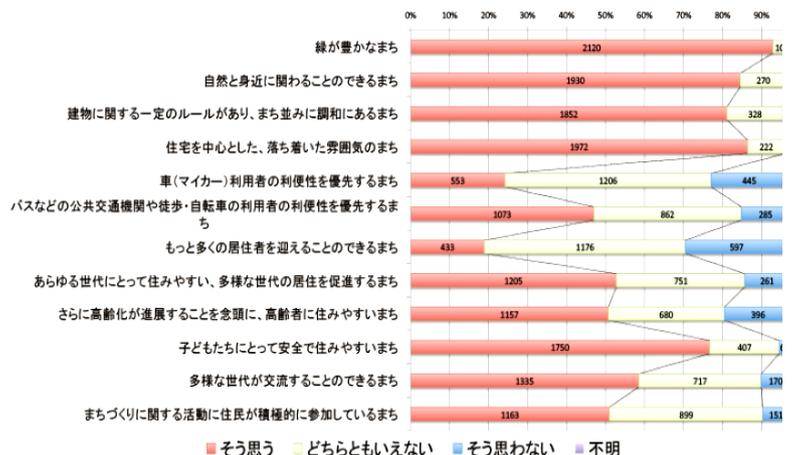


図4 住民アンケートにみる桂坂の将来像⁷
(桂坂夢まちプロジェクト、2010年2月)

事業」支援対象団体になり、「桂坂夢まちプロジェクト」が発足した。自治連合会と建築協定協議会の合同プロジェクトとして、さらに桂坂内外の協力者の参加もできるかたちで、桂坂のまちづくりに関わる様々な活動を行った。具体的には、住民アンケート（図4⁷）、年1回の桂坂まちあるき、講演会の開催等を新たな取り組みとして実施した。

以上、桂坂の景観と住環境は、コミュニティが、開発後の運営に努力を続けてきた結果として現在のように保全形成され、同時に、その住民活動を支える資源ともなってきた。

■ 桂坂の景観に関する現状と課題

1 現状

現在の桂坂は、西山の山並みを背景として地域の中央部に古墳の森を配して大枝山古墳群を保存し、自然地形に沿って造成・デザインされた山ろく型住宅地である。残された自然緑地を核に、幹線道路、公園、緑道、さらに個人宅地の植栽によるスケール感の多様な、きめ細やかな緑のネットワークが形成され地域全体に通じる特徴を形作っている。建築物については、低層戸建住宅を主体としたゆとりと潤いのある落ち着いた居住空間が形成されている。こうした快適な居住空間を保全・発展させようとする



図5 京都市都市計画総括図-4（景観保全）にみる桂坂周辺の指定内容（2012年8月）

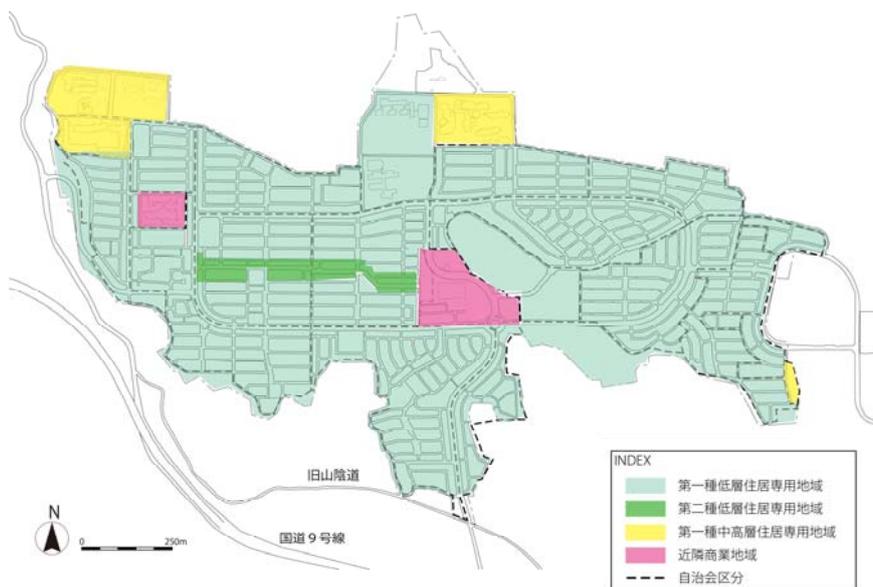


図6 桂坂の用途地域指定（2012年8月）

⁷ 桂坂夢まちプロジェクト・住民アンケート報告会資料（2010）

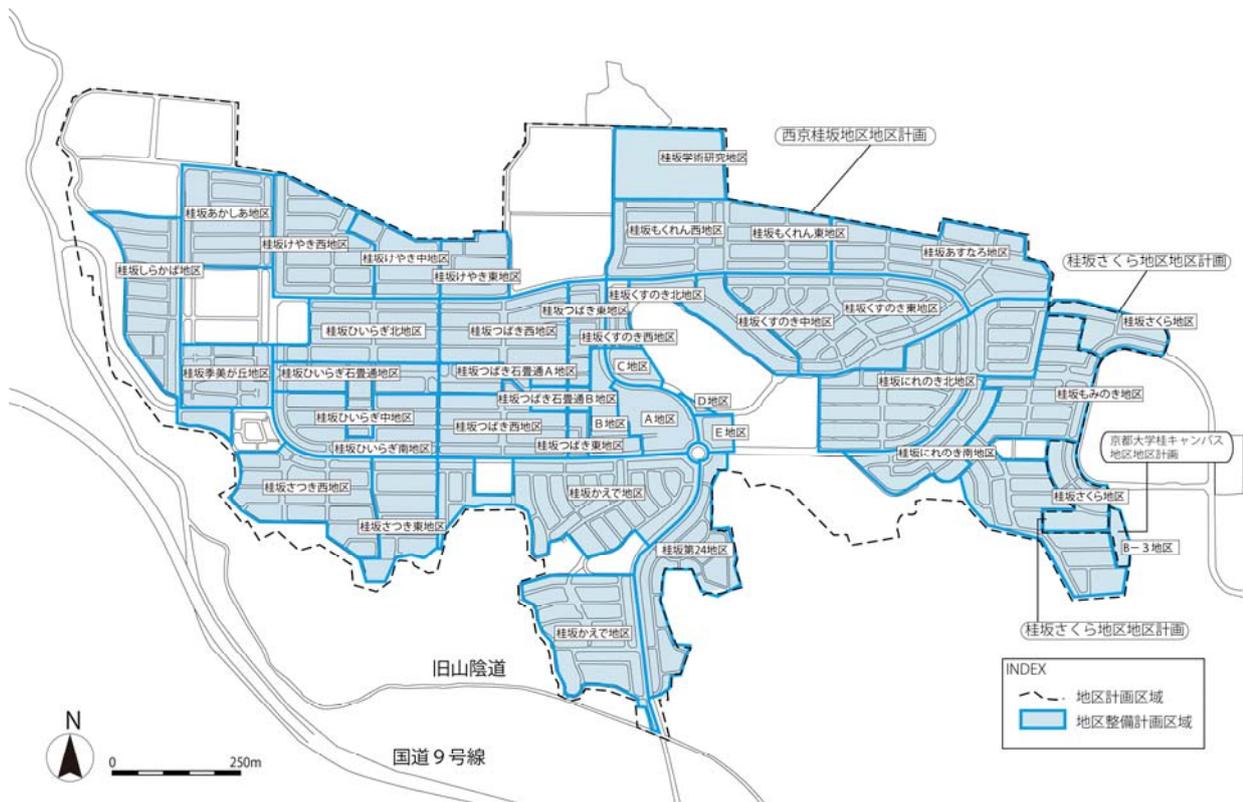


図7 桂坂の地区計画と地区整備計画の指定状況 (2012年8月)

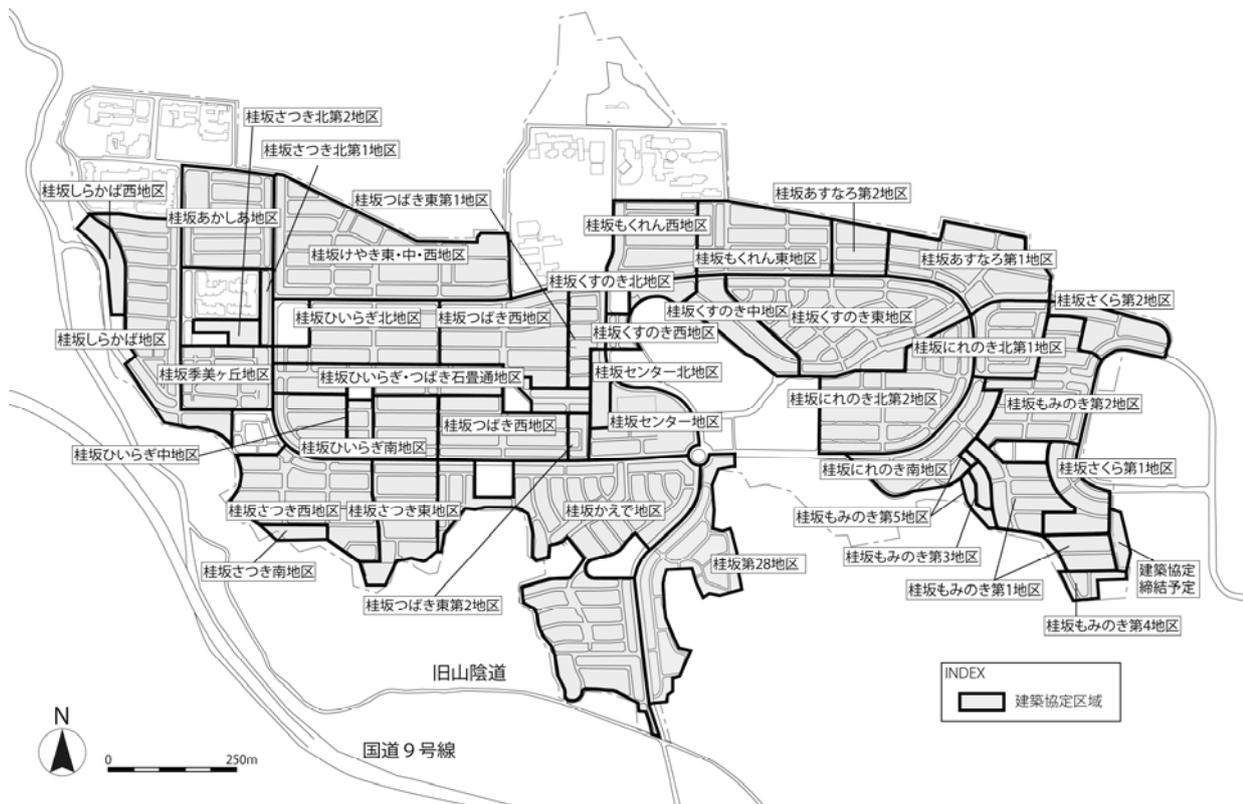


図8 桂坂の建築協定区域 (2012年8月)

住民組織が、それぞれの地区・エリアで活動してまちなみのルール維持・発展を実現しており、桂坂全体でもそうした各地区・エリアを連携する協議体が形成され、桂坂全体としての住環境や景観の保全・発展への意識を高めている。

具体的な空間構成の特徴は次頁に示すとおりであり、開発の基本計画を基盤として住民が育むことによって景観が形成されている。

2 課題

一方、現在までの住民活動の中で、いくつかの課題が指摘されている。

(1) 桂坂全体を対象とする景観づくりの必要性にかかわること

- ・景観や住環境を保全・誘導するルールが、未設定、あるいは不十分なエリアがある。
- ・建築協定の合意更新の際、合意が得られなかった区画が、数は少ないものの点在し、将来にむけて不安要因となる可能性がある。

(2) 住民が育むことで良好に保たれる景観

- ・街路樹、公園、緑道、宅地内の植栽といった、景観上たいへん重要となっている緑とそのネットワークは、コミュニティや個々の住民によって、維持・管理が適切になされることが必須で、管理不十分となると景観と住環境の悪化要因にもなり得、結果、桂坂の住宅地としての価値を低下させることにもなり得る。

(3) 将来へのコミュニティの持続性と桂坂らしさを継承する必要性

- ・空き家や相続に伴う転売等で土地所有者が変転する事例がみられるようになり、桂坂の形成史を十分には知る機会がなかった関係者が徐々に増え、景観への意識が薄れていくことへの対応が必要となりつつある。
- ・桂坂においても将来人口減少が生じる可能性はある。その場合、地域の活力低下、コミュニティの維持が困難になり、住民の活動で保全・発展してきた景観や住環境にも影響が生じる可能性がある。人口減少が生じれば、空き家の増加、さらにその一部が危険住宅となることで、防犯、防災、景観と住環境の保全などに悪影響を及ぼす可能性がある。住民による景観・住環境の管理の意義と責任やルールの明確化を考えることが必要となる。
- ・住民の高齢化が進展することに伴う単身世帯の増加、災害弱者の増加が予想され、現在抱えている、交通や生活利便・福祉サービスの脆弱さが生活困難者の発生をまねく可能性がある。鉄道駅から遠く坂が多い住宅地域であり、自家用車が主要な交通手段となっているが、購買施設等も限られている。高齢化が現在よりも進んだ場合にも、住民活動が活発で、良好な景観と住環境を維持する活力が保たれ得るかは、未知の領域でもある。

景観の特徴と構成

■ 桂坂の空間構成の特徴

1 地形のデザイン

桂坂は、北端の標高 180m から南端の 80m の間およそ 100m の高低差をもっている。そのため、地区全体にわたって、高低差のある段状の宅地が造成されている。このとき、単調な段状地形とならないように、段差に強弱がつけられており、結果として、(建築協定で定められた) 勾配・色彩の屋根が重なる屋根並みが生じ、統一感がありながら単調にならない特徴ある景観をつくることに成功している。また、段差のために表出する擁壁については、石の造形をみせることがコンセプトとして設定されており、多種のデザインの石壁が配されている。

2 街路網のしくみ

地域内の交通網を形成する街路は、地区の中心にロータリーを配し、ここから桂坂を周回する幹線街路が東西南北にのび、環状につながることで、主たる経路をつくっている。この幹線街路については、沿道の無電柱化、緑化協定を伴う植栽の配置、街路樹等の配置が伴っており、見通しがすっきりと開かれた、緑豊かな桂坂地区の印象の形成に大きな役割を果たしている。

幹線街路から直交分岐する各街区の準幹線道路に、さらに直交して串状に配された細街路⁸が各戸へのアクセス路となっており、細街路は初期に開発された街区を中心に、ハンプ・フォルトを用いた歩車共存道路となっている。各戸は、主玄関・駐車場入り口を幹線街路にむけず、細街路にむけることとされている。準幹線道路と次の③に記す歩行者専用の緑道は平行しているため細街路と交叉し、緑地帯が街路奥に垣間見えるようになっている。無電柱化がなされていない地区においても、電柱の住宅敷地内への設置等の工夫がなされており、細街路の上空の見晴しを保持している。

このように、街路網は、幹線街路から細街路へと段階的に、その役割と環境において明確な位置づけをそれぞれ有するしくみをもっており、特徴ある市街地骨格の印象を与えている。

3 緑のネットワーク

桂坂地区の北側に接する里山林は、その山中に複数の歴史遺構をもつもので、開発にあたっては、既存里山林から桂坂地区、さらにその隣接する旧街道集落エリアにかけて、自然環境の連続性を創出・再生することが望まれた。地区の北端には「桂坂野鳥遊園」が整備され、里山林の環境と整備された水辺によって形成される、野鳥を中心としたビオトープ(生き物の生息場所)となるよう環境を保全している。1994年には、第3回京都市都市景観賞を受賞した(当時の名称は「桂坂野鳥園」)。

ロータリーの北に位置する「大枝山古墳群」は、谷地形のなかに残された古墳群の一部を保存し、それらを取りまくように樹林地を配した緑地エリアとして計画された。これは開発後 27 年を経て樹林が再生し、広大な「古墳の森」となっている。さらに古墳の森の東南には遠く八幡市の男山方面の遠望のひろがる「桂坂公園」が整備された。ロータリーから古墳の森を経て東へ進む道は「東海自然歩道」に指定され、北側の里山林の美しい竹林を経て西芳寺(苔寺)に至る自然歩道の一部となっている。住宅地のエリアでは地区ごとに公園が配され、各住戸の敷地内における自主緑化も盛んであり緑が多い住宅

⁸ 洛西グリーンハイツ修正基本計画書(1980年8月 地域計画建築研究所)では、幹線道路に直交し各街区の準幹線道路をコレクター道路、さらに直交し各戸へのアプローチ路となる道路を細街路と称し、街路網の段階構成を計画している。

地が形成されている。幹線街路とアクセス街路からなる街路網の街路樹に加えて、さらに網の目を細かく編むように、緑道（歩行者専用道路）が配されて、桂坂地区の大規模な緑地・公園、地区ごとの公園等を互いにむすび、緑が散在せずネットワークを形成することに成功している。

4 住宅地の街区構成

15 の自治会に区割りされた住宅地エリアのそれぞれでは、15 の地区ごとに公園と自治会館が建設され、住民のコミュニティ活動の場となって機能している。

5 センター地区

ロータリーの西北方向には、近隣商業施設、信用金庫、郵便局があり、住民の利便を提供している。これらに隣接して、桂坂全体の緑の核となる古墳の森と桂坂公園の広大な緑地が位置している。ロータリーとその周辺は、植栽と街路樹が配され、豊かなゆとりある空間となっている。

6 教育・研究施設、福祉施設

ロータリーを北へ進むと「桂坂小学校」「大枝中学校」などの教育施設、ユニークな研究と内井昭蔵の設計で知られる「国際日本文化研究センター」、山ろく沿いの西よりに「ふれあいの里」と「京都市西総合支援学校」が位置している。これらは、住宅地に対して、規模の大きい施設として計画、配置されており、桂坂の地域全体の特徴ある構成をみせるものとなっている。

■ 景観の特徴と構成

1 桂坂全体スケールでみる景観

(1) 遠方からの桂坂全景



(2) 桂坂からの眺望・遠望

<ul style="list-style-type: none"> 西山丘陵の山並み  <p>老ノ坂の左右に連続する西山丘陵の山並みを眺められる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 京都盆地とその南部方面の市街地  <p>京都盆地から南へ続く市街地が遠望できる</p>
<ul style="list-style-type: none"> 男山方面の遠望と洛西ニュータウンの眺め  <p>洛西ニュータウン、男山、さらに、奈良方面を遠望できる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 北側の山並みの眺め  <p>桂坂北側の山地の稜線が間近に連なって眺められる</p>

2 桂坂の構成原理をみる景観

(1) 公園緑地とそのネットワークの景観

<ul style="list-style-type: none"> 唐櫃越などの古道や峯ヶ堂跡などの史跡を含む周辺部の里山林  <p>開発以前の丘陵の里山林が残る自然地</p>	<ul style="list-style-type: none"> 野鳥遊園、古墳の森、桂坂公園の連続する緑地の景観  <p>開発に際し計画整備され年月を経て成長した緑地</p>
<ul style="list-style-type: none"> 里山～古墳の森～下狩川谷沿いの既存緑地へつながる緑の軸  <p>残された自然地と整備された緑地により緑の連続性を保つ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹、植樹柵の緑、緑道、公園により連続する緑地の景観  <p>住宅地の中を網の目のように配された緑地の帯。緑道と道路の交差点など要所にはシンボルツリーが配される</p>

(2) センター地区の景観

[中心部のシンボリックな空間、店舗・施設群]

・ロータリーとその周辺の景観



国道9号線から桂坂へと至るルート延長上にあり、桂坂の中心の顔をもつ。街路樹が円状に並びロータリー沿道には植栽が配され、北側には連続する稜線を望むことができる

・店舗・施設群の景観



桂坂の中心に位置し、人の集まるにぎやかさを持っている。斜面地上の面積規模の大きい施設もあるが、周辺の眺望をあまり遮らないように配されている

・石畳とその沿道の景観



重厚な風合いの石畳に植栽と街路樹が配され、桂坂中心部のシンボリックな軸線を造っている。沿道各戸はそれぞれ石畳沿いのエクステリアデザインを工夫している

・植栽したロータリーの景観



桂坂中心部のロータリーは、季節ごとに表情が変わる植栽がほどこされている。周囲をかこむ街路樹とともに、特徴ある空間となっている

[教育・研究施設、福祉施設]

・国際日本文化研究センター



里山林を背景にした暖色系の屋根が印象的な、内井昭蔵設計の建築群

・ふれあいの里



里山林に近接して、桜の美しい公園を備えて自然地に囲まれた環境の中に立地する。福祉施設があるほかに、会議ホール等の諸室のある住民活動の拠点となっている

・桂坂小学校



斜面上に立地し、低層の校舎群がゆとりをもって配置されている。敷地内には幹線道路に面して桂坂自治会館があり、ホールや体育館等、桂坂の住民活動の拠点ともなっている

・大枝中学校



里山林・野鳥遊園に近接して自然地に囲まれた環境の中に立地する。正面入り口は緑道に接してとられ、奥行きのある広々とした空間になっている

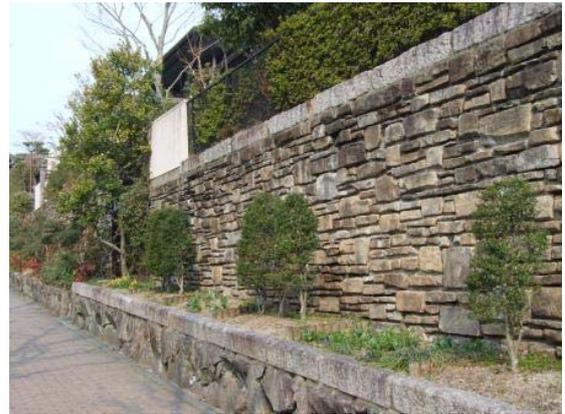
3 住宅地の景観

・統一感のある住宅群（通り沿いの住宅ファサード）



敷地規模や地形は、街区や近隣ごとに多様性があるが、石壁や駐車場位置、建築物の形態・意匠等に統一感があり、住宅群にまとまった印象がある

・石壁と住宅



街区ごとに開発が進む際、傾斜地にある敷地に付随する擁壁の石壁デザイン、玄関アプローチ部分の石段デザインが共通し、街区の景観に対して基調となる統一感を与える

・敷地内外で連続する緑



各戸において、道路に面して敷地内から連続したエクステリアデザインが工夫されており、植栽の管理がよく行われている。緑の連続性と各戸の個性がよく連動して、親しみ深く楽しめる住宅地景観を創出している

・歩車共存街路（ボンエルフ道路）の景観



フォルトは接する世帯によって植栽や造園デザインがよく管理されている。フォルト・各戸のエクステリアデザイン・各戸に共通する石壁が奥行きをもって連続しながら組み合わせられる「通り景観」は桂坂の典型的な景観である。電柱が後退して住宅敷地内に建てられ、見通しがよく歩車共存道路のかたちがよくみてとれる景観になる

・地区の行事の風景



コミュニティの醸成のための行事が活発に行われてきた。頻繁に行われる行事の風景は重要な景観の1つである。公園・緑道の緑のネットワークの景観が良好に保たれているのもこの成果である

・イルミネーションの風景



クリスマスシーズンの夕方から夜間に、工夫したイルミネーションを設置した世帯が散見される。イルミネーションの集まる地区は年々移り変わるが、桂坂の年末の風物詩ともなってきた

桂坂の将来像

桂坂内及び周辺の自然環境や歴史的地形・事物と調和した郊外型住宅地としての良好な景観と健康的な住環境を維持し、さらに発展を目指します

■ 景観の基本目標

- 1 美しく健やかで住み心地のよいまちをつくる
- 2 緑の保全と育成に努め、季節感豊かなまちをつくる
- 3 自然と調和した潤いと安らぎのあるまちをつくる
- 4 歴史・文化を大切にし、誇りに満ちたまちをつくる
- 5 地域の連携を深め、より魅力のあるまちをつくる

■ 各エリアでの方針

① パブリックスペース（ロータリーを核とする街路樹、緑道と公園）

- ・古墳の森、桂坂公園をはじめとするパブリックスペースの緑の維持管理と、桂坂周辺の自然との緑のネットワークの維持・充実を図ります。

② 戸建住宅ゾーン

- ・建築協定、地区計画、景観計画などを有効に組み合わせ、戸建住宅を主体としたゆとりと潤いのある居住空間、低層で低密な住宅地としての現状を保ち、落ち着いたまちなみ景観を維持発展させていきます。
- ・他の家並みとの調和の維持を図ります。
- ・桂坂周辺の自然景観、街路樹、緑道との調和に留意します。
- ・低層住宅地として良好な住環境を維持・誘導するため、用途の混在を防止し、適正な区画規模のもとに壁面後退等により空地を確保します。
- ・通風、採光、プライバシー、防災、圧迫感などに配慮します。

③ センター地区

- ・センター地区の諸施設相互の調和、同時に、住宅地区の住環境、街路樹、緑道との調和を基本とし、とくにロータリーからの景観、桂坂周辺の自然景観との調和にも留意します。

④ 教育・研究施設ゾーン、福祉施設ゾーン

- ・桂坂周辺の自然景観や住宅地区の景観に調和したものとなるよう、その適切な維持保全、更新に配慮します。
- ・桂坂の住宅地としての魅力を高める教育・研究施設の整備を求めています。

⑤ 集合住宅ゾーン

- ・桂坂周辺の自然景観や戸建住宅ゾーンの景観に配慮した建築とすることとし、その適切な維持保全、更新に努めます。
- ・桂坂周辺の自然景観、街路樹、緑道との調和に留意します。

⑥ 全域

- ・山肌景観の向上を図ります。
- ・国道9号線からのメインアプローチ及び京都大学桂キャンパス側のアプローチからの景観の維持発展に留意します。

- ・洛西ニュータウン等からの遠景についても留意します。
- ・今後、家を購入しようとする人をひきつける景観、住環境の維持発展に留意します。
- ・優良なデザインの建築物の促進を図ります。

桂坂における景観づくりの方針

1 美しく健やかで住み心地のよいまちをつくる

桂坂地区はより快適な住環境を目指し当地区の大部分で建築協定が定められています。当地区の開発以来、地域住民が守り育ててきた「建築協定」というまちづくりルールにより、調和と落ち着いた雰囲気を感じることができるまちづくりを目指します。建築協定隣接地や無協定地区においても同等の建築基準を求め、より魅力的な環境のまちづくりに取り組んでいきます。

2 緑の保全と育成に努め、季節感豊かなまちをつくる

桂坂地区を緑あふれるまちにします。樹々や草花を愛で、家々での緑化に努め、四季を日常の生活の中で味わえるまちを目指します。当地区では、「京の門掃き」の心そのままに「ふれあいクリーンデー」を設けており、住民参加により幹線道路、公園、緑道等公共空間の保全清掃に取り組んでいきます。

3 自然と調和した潤いと安らぎのあるまちをつくる

桂坂地区は京都西山の麓にあり、山林を切り開き開発されたまちです。自然は人間に潤いと安らぎを与える大切なものであり、それ故、周辺の自然を守りそこに住まう生き物も大切にしなければなりません。四季折々に表情を変える山並み景観は、桂坂の景観を構成する大切な要素であり、その山並みに調和した景観形成に取り組んでいきます。

4 歴史・文化を大切にし、誇りに満ちたまちをつくる

桂坂地区は、万葉の歌枕にある大枝山の地にあたり、歴史のいろいろな出来事を見守ってきた地にあります。また古墳時代後期に築造された群集古墳が地区内に現存しています。これらを後世に伝えるため古墳の森として保存に努めていきます。また、国際日本文化研究センターや隣接する京都大学桂キャンパスなどの教育文化施設はこれから地域とともに歴史を重ねていく大切な財産です。これらの施設と地域としての連携を図り文化の薫るまちづくりに取り組んでいきます。

5 地域の連携を深め、より魅力のあるまちをつくる

桂坂地区住民は、地域活動に積極的に取り組み、自治意識を高め、より住みよいまちを目指します。このまちの景観づくりにおいても住民は主体性をもって真摯に取り組めます。この地域のまちづくりの主体となる「建築協定」の更新を迎える地区では、住民間の一層の連携を図り、「建築協定」の全世帯更新を目指します。また、この機をとらえ都市計画法の制度による「地区整備計画」についても市と連携を図り策定に取り組めます。このようにして住民が自治意識を持ち、積極的に景観まちづくりに取り組んでいきます。

桂坂景観づくりにおける配慮事項

桂坂のよりよい景観を目指し、次に掲げる事項について、配慮しましょう。

① パブリックスペース

- ・街路、公園等の付帯設備について、浮き立った存在とならないようデザインや色彩に配慮してください。
- ・公共空間の緑について、まちなみ景観の向上を意識し、その美化に努めましょう。
- ・公園・広場・緑道・道路等公共空間における樹木・植栽・芝生等について、それぞれの公共空間の管理者においても景観に配慮した緑の良好な維持・管理を図ってください。

② 戸建住宅ゾーン

- ・建築協定のある区域においては、建築協定を順守してください。
- ・敷地については、ゆとりのある規模を確保してください。
- ・住宅の配置について、道路・隣地との間隔にゆとりを確保してください。
- ・住宅の色彩については、周辺と調和のとれた落ち着いた色彩としてください。
- ・屋根の素材・形態については、背景の山並みと調和のとれた家並みとなるよう考慮してください。
- ・植栽については、敷地面積の一定割合を確保し、道路境界線に並行して設ける柵は、周辺の風致を損なわないものとしてください。なお、自然素材を使用するよう努めましょう。
- ・道路にあるフォルトについて、植栽の維持・管理に努めましょう。
- ・上記7項目に関わる数値基準については、建築協定隣接地・無協定地においても近隣の建築協定基準に準じたものとします。
- ・無建築協定地におけるまとまった住宅地において独自のルールがある場合には、景観づくりの方針に配慮しつつ、そのルールを順守してください。

③ センター地区

- ・建築協定のある区域においては、建築協定を順守してください。
- ・建築物は、地区計画整備方針に合致したものとしてください。
- ・建築物の形態等においては、周辺と調和のとれたものとし、デザイン・色彩に配慮してください。この項目の数値基準については、無建築協定地においても近隣の建築協定の基準に準じたものとします。
- ・道路境界部や敷地内の緑化に努め、背景の自然の緑とのネットワークを図るようにしてください。

④ 教育・研究施設ゾーン、福祉施設ゾーン

- ・施設全体が背景の山並みや周辺の建物と調和した景観となるようデザインや色彩に配慮してください。
- ・道路境界部や敷地内の緑化に努め、背景の自然の緑とのネットワークを図るようにしてください。

⑤ 集合住宅ゾーン

- ・建築物のデザインや色彩については、背景の山並みや周辺の建物と調和のとれた落ち着いたものとしてください。
- ・道路境界部や敷地空間に植栽を施し、潤いと落ち着いた雰囲気確保してください。

⑥ 全域

- ・区域内に看板等の広告物を掲示しないようにしてください。ただし、法令に適合し、かつ各地区の建築協定に適合するものは除きます。
- ・区域内において屋外にテレビアンテナ（衛星放送用のパラボラアンテナは除く。）等を設置しないよ

うにしてください。

- 区域内の電柱敷設については、通り景観の向上のため、歩車共存道路というコンセプトを踏まえ、私有地使用に協力してください。
- 空き地・屋外駐車場等においても草刈等管理を徹底し、環境保全に努めましょう。また、道路境界面の植栽にも配慮してください。
- 区域内に自動販売機等の工作物を設置しないようにしてください。ただし、各地区の建築協定に適合するものは除きます。
- 緑化協定のあるところはそれを守り、植栽帯等の緑の保全に努めましょう。

協議の実施

「協議」は、関係者間で、桂坂の将来像について具体的に話し合い、互いに配慮しあって景観づくりを進めていくことのできる、良好な協力関係をつくり保っていくために行うものです。

■地域景観づくり協議地区

「協議」の対象となる地区は次のとおりです。

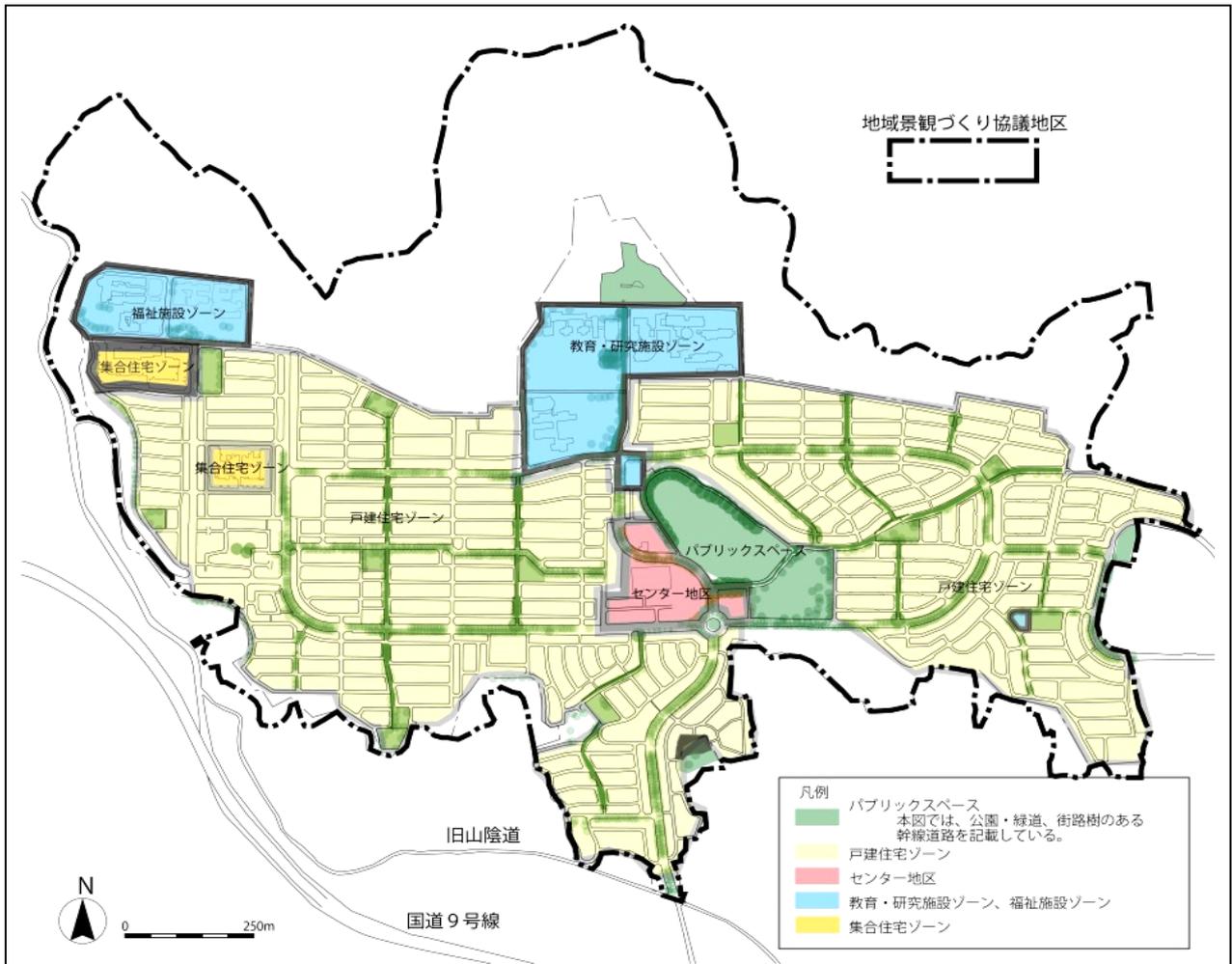


図9 地域景観づくり協議地区とゾーン分布

地域景観づくり協議地区：次に示す住所地のうち図9の一点破線の範囲内にある地区

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|--------------|
| 御陵細谷の一部 | 御陵北大枝山町 | 御陵大枝山町一丁目 | 御陵大枝山町二丁目 |
| 御陵大枝山町三丁目 | 御陵大枝山町四丁目 | 御陵大枝山町五丁目 | 御陵大枝山町六丁目 |
| 御陵峰ヶ堂 | 御陵峰ヶ堂町一丁目 | 御陵峰ヶ堂町二丁目 | 御陵峰ヶ堂町三丁目 |
| 京都大学桂の一部 | 大枝北沓掛町一丁目 | 大枝北沓掛町二丁目 | 大枝北沓掛町三丁目の一部 |
| 大枝北沓掛町四丁目 | 大枝北沓掛町五丁目 | 大枝北沓掛町六丁目 | 大枝北沓掛町七丁目 |

■ 景観まちづくり協議会の構成

桂坂景観まちづくり協議会は、各地区の自治会、建築協定運営委員会、管理組合、自治連合会や桂坂の各種団体、地区に立地する事業所など、協議地区の様々な組織と広く連携する構成となっています。

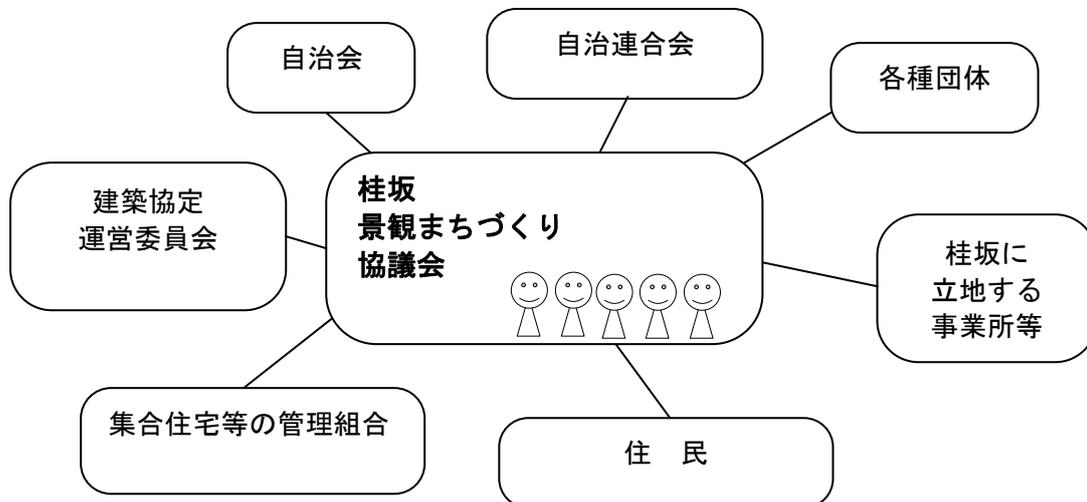


図 10 桂坂景観まちづくり協議会の構成図

■ 協議の手順

1 協議の対象

建築物の新築・増改築、外観・外構の変更、広告物・工作物の設置等、土地形状の変更等、その他景観に影響を与えるものを対象とします。

具体的には、建築物の新築、既存建築物の増改築、屋根の葺き替え、外壁の塗り替え、看板の設置、カーポート等の設置、物置小屋の設置、バルコニーの設置、自販機、携帯電話アンテナ等の電波塔の設置、等。

2 協議の開催時期

協議は、計画の構想段階で出来るだけ早く開始するようにします。行政手続き（建築確認や景観法上の届出など）が始まる時までには協議を進めておくことが望ましいです。次の①～③のいずれかの手順をとって下さい。①、②、③は敷地の位置によって決まります。協議は必要に応じ、複数回開催します。行政手続きを必ずしも必要としない工事についても計画段階で出来るだけ早いうちに連絡して下さい。

[参考]自治会エリアごとに建築協定の区域のかかり方は異なります

① 建築協定の締結されている敷地の場合

(図 11 の青色部分)

その地区の建築協定運営委員会に連絡し、届出書を提出し、計画内容が建築協定の内容に沿っていることを確認して下さい。建築協定の承認手続きにより協議が行われたものとみなします。建築確認や景観法上の届出などでは、承認書を添付して下さい。

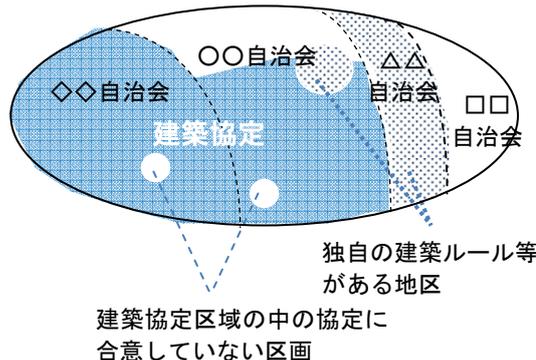


図 11 建築協定の締結の有無と協議の手順

② 建築協定以外の独自の建築ルールや、承認手続きルールのある地区の中の敷地の場合

(図 11 の網掛け部分)

地区の独自の建築ルールや敷地内の変更に関する承認手続きルールが決められている地区は、その地区の承認手続きにより協議が行われたものとみなします。地区の管理組合等に連絡をとって下さい。

③ 建築協定の締結されていない敷地の場合

(図 11 の白色部分)

桂坂景観まちづくり協議会の事務局に連絡して下さい。計画内容が本計画書の内容と趣旨に沿っているか、協議が行われます。

表 2 協議の手順 (原則) ※1

	①建築協定が締結されている敷地における工事	②独自の建築ルールや承認手続きルールのある地区での工事	③建築協定の締結されていない敷地における工事	
			③-1 建築協定のある自治会エリアにおける建築協定非合意地 (区域隣接地を含む) における工事	③-2 ③-1 以外の敷地における工事
連絡受付	建築協定運営委員に連絡	地区の管理組合等に連絡	景観まちづくり協議会に連絡	
協議メンバー	各地区の建築協定運営委員会	地区のルールに従う	当該非合意地を含む自治会エリアの建築協定運営委員会とし、その要請に応じて、景観まちづくり協議会が参加する ※2	景観まちづくり協議会
協議実施	建築協定の手順に従う	地区のルールに従う	「工事説明資料」の受領 「桂坂の景観まちづくり」に基づき協議する 必要に応じて複数回の協議を行う	

※1 協議の実施に関する詳細事項や書式等は別途に定めます

※2 協議にあたっては、当該建築協定運営委員会の意向を最大限尊重することとします

3 桂坂の景観づくり活動についての協議

景観まちづくり協議会では、本計画書に沿った、景観の維持発展のための様々な活動を発案し、主催・協力していきます。こうした景観づくり活動の進め方に関わる多様な協議を行います。

協議の手順が異なる①、②、③のいずれに該当するかは以下のように調べることができます

- ① 京都市ホームページの「京都市内の建築協定 (西京区・桂坂地区)」のページに、建築協定の概要の書類が掲載されています。これにより、建築協定のある自治会エリアかどうかを確認して下さい。該当する自治会エリアの建築協定の概要末尾にある「建築協定区域図 (区画配置図)」に記載されている建築協定区域のうち、建築協定区域隣接地以外の区画が該当します。
- ② 桂坂のなかに3地区あります。該当する地番は次のとおりです。
大枝北沓掛町5丁目30番1、または、4~13 大枝北沓掛町5丁目17番2~7
大枝北沓掛町4丁目24番3~23
- ③-1 ①と同様に、建築協定のある自治会エリアかどうかを確認して下さい。さらに、建築協定の概要書類の末尾にある「建築協定区域図 (区画配置図)」に記載されている建築協定区域隣接地に該当するか、建築協定区域に含まれない場合が該当します。
- ③-2 ①と同様に、京都市のホームページにより確認し、建築協定のないエリアである場合が該当します。

※わかりにくい場合は、桂坂景観まちづくり協議会までご連絡ください。

■ 協議会の体制・連絡先

桂坂景観まちづくり協議会は、様々な活動を、次のような体制でおこなっています。事務局へはFAXまたは電子メールで連絡して下さい。

・体制

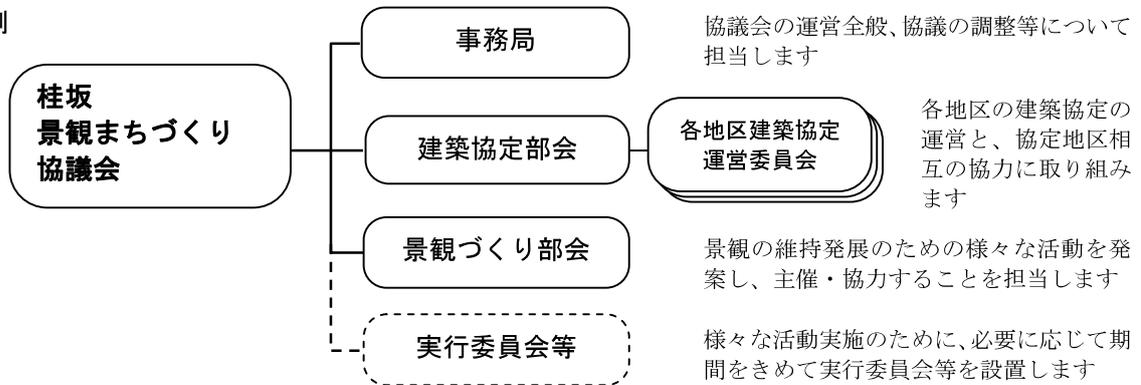


図 12 桂坂景観まちづくり協議会の体制

・連絡先

景観政策課にお問い合わせください。

協議会の取り組み

これまで桂坂では、様々な主体が景観を守る活動を展開してきました。今後、図13のように地区の状況に即した主体のあり方を継承しながら、それぞれが桂坂景観まちづくり協議会に委員として参加することで、互いの連携をこれまで以上に強めて、よりよい景観まちづくりが進展していくようになることが期待されます。ここでは、様々な主体のうち桂坂学区自治連合会及び各自治会、建築協

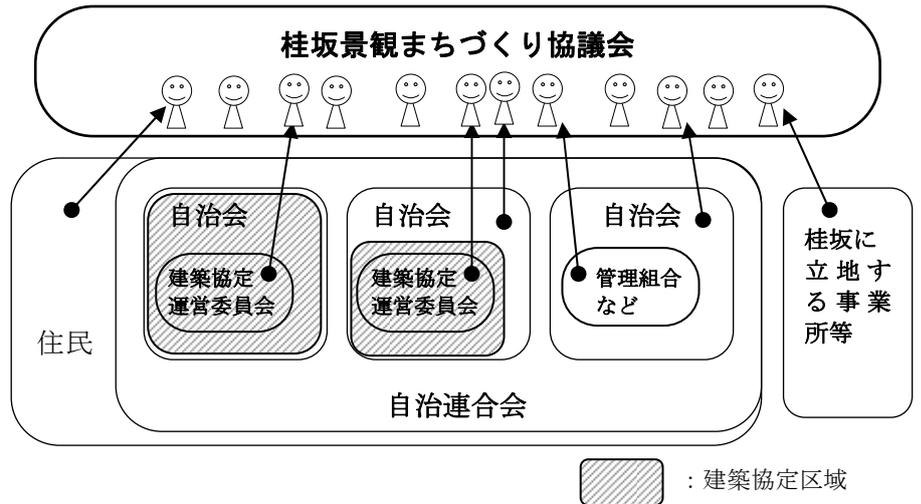


図13 桂坂景観まちづくり協議会のメンバーと既存主体の関係

定協議会による主な景観を守る活動を紹介したうえで、景観まちづくり協議会の取り組みを説明します。

■ 桂坂学区自治連合会による景観を守る活動の経過

桂坂の景観まちづくりにおいて最も重要な活動の1つである、公園緑地とそのネットワークの保全活動は、各自治会、自治連合会の活動のなかで実施されてきました。

パブリックスペースの清掃・手入れ

① 自治会エリアごとに行われる活動

- ・ふれあいクリーンデー 自治会主催（地区により異なるが年数回開催）
- ・公園愛護協力会の設置 ほとんどの公園と1つの緑道に設置（清掃月1回以上 除草年1回以上）

② 桂坂全体で行われる活動

- ・統一ふれあいクリーンデー 自治連合会主催

■ 桂坂地区建築協定協議会による景観を守る活動の経過

各地区の建築協定運営委員会がそれぞれ活動し、相互の連携があまり取れていない状態を改善し、情報交換や連携の必要性が求められていました。そのような状況の中、まち開きから20年が経過した2006（平成18）年に、かえで地区において一人型建築協定を合意型に更新して以降、同様の更新を迎える地区が毎年存在するようになったことから、2007年7月に桂坂全体として建築協定をはじめとするまちづくりを考えていくことを目的とし、17建築協定運営委員会の集合体である「桂坂地区建築協定懇談会」を立ち上げました。設立時より組織運営については京都市にサポートを求めず、完全に地域住民主体であることを貫いています。同年9月には「桂坂地区建築協定協議会」に名称変更しました。各運営委員会が出席する「全体会議」を年6回行うほか、さまざまなイベントを開催し、「桂坂の素晴らしさの再発見と創造～気づき、感動し、人々に伝える～」をテーマに、住民のまちづくりへの認識を高めています。

その後、桂坂地区の景観まちづくりを一層進めるため、2011年に桂坂学区自治会連合会の「各種団体」となりました。さらに2012年11月に桂坂地区建築協定協議会は、桂坂景観まちづくり協議会に移行しました。

1 建築協定協議会が手がけた取組み

① 桂坂夢まちプロジェクト（国土交通省 2009 年度「住まい・まちづくり担い手事業」）

建築協定協議会ホームページの制作

桂坂のお気に入り風景の写真の募集

子ども達の桂坂お気に入りの場所の絵の募集

桂坂フォトハイキング

「桂坂まち歩き」京都市立芸術大学の学生編

「桂坂まち歩き」（2009 年 12 月 13 日）

（峰ヶ堂の原風景コース、桂坂・石の造形コース）

建築協定啓発看板を桂坂内 15 か所に設置

「桂坂地区の住まい・まちづくりを考えるアンケート」の実施（桂坂学区自治連合会と共同）

「景観まちづくりフェスティバル」開催（2010 年 2 月 7 日）（桂坂学区自治連合会との共同開催）

来賓・門川大作京都市長。2009 年度「桂坂夢まちプロジェクト」での上記募集作品の展示、各種報告、シンポジウムを行う。参加総数 303 名。



写真3 2009 年のまち歩き

② 研修会の開催

毎年 1～2 回開催。

③ 外部の研修会・発表会への参加

京都市主催の建築協定に関する研修会、近畿・または全国規模のまちづくりに関する発表会等に参加し、桂坂の建築協定の取り組みを報告。

④ 講演会

「桂坂地区の住まい・まちづくりを考えるアンケート」集計分析結果最終報告（2010 年 9 月 5 日）

（桂坂学区自治連合会との共同開催）

「桂坂のまちづくりで目指したもの」（2010 年 9 月 26 日）

（桂坂学区自治連合会、桂坂古墳の森保存会準備会（当時）との共同開催）

「桂坂開発のマスタープランからまちづくりの原点を探る」（2011 年 9 月 11 日）

（桂坂学区自治連合会との共同開催）

⑤ 桂坂まち歩き

「古墳の森を訪ねて桂坂の歴史を体験し、今後のまちづくりを考える」（2010 年 11 月 28 日）

（桂坂学区自治連合会、桂坂古墳の森保存会準備会（当時）との共同開催）

「桂坂にできた新しいまちを見学し、今後の景観とまちづくりのあり方を考える」（2011 年 10 月 23 日）

⑥ 広報紙「わがまち桂坂 通信」の発行

2 受賞歴

2011 年度・国土交通省まちづくり月間協賛「第 7 回・住まいのまちなみコンクール」において、桂坂学区自治連合会による全面的支援のもと、桂坂地区建築協定協議会が「住まいのまちなみ賞」として全国第 3 位に入賞しました。表彰式は 2012 年 6 月 18 日。受賞理由は「3800 世帯のまちを建築協定でまとめ、各地区で互いの経験を生かし連携している。」となっています。

■ 桂坂景観まちづくり協議会の活動

桂坂景観まちづくり協議会は、桂坂の住民、各種団体、事業者などの関係者が、それぞれ景観を守るための役割を担いつつ、互いに協力して、景観まちづくりを進めていくことを目指しています。そのため、協議会に様々な主体からの委員の参加を得ることに加え、委員の公募を行い、活動を充実していくと同時に、委員でない関係者が気軽に関わることのできる活動を開催していきます。

具体例として、次のような活動があげられます。

- ・ 建築協定運営委員会間の情報交換の促進や協力、建築協定の更新に関わる協力
- ・ 桂坂地区建築協定協議会が開催してきた「研修会」「講演会」「まち歩き」などの、誰でも気軽に参加できるイベントの開催
- ・ 緑化の啓発活動

また、現在の京都市景観計画において桂坂は「山ろく型建造物修景地区」に指定されていますがその制限の内容においては、桂坂の建築協定と整合しない部分が見られる状態になっています。そこで、本計画書の地域景観づくり地区における「山ろく型建造物修景地区」の制限内容のみなおしについて、京都市とともに検討していきたいと考えます。

桂坂景観まちづくり協議会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、桂坂景観まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）と称し、事務所を桂坂自治会館に置く。

(目的)

第2条 協議会は、桂坂地区の個性や魅力を確固たるものにし、誰もが「住んでみたいまち」、「住んで良かったまち」、「住み続けたいまち」と思えるよう、建築協定を主体としたまちづくりを維持増進すること及び景観の保全、創出に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 桂坂地区内各建築協定運営委員会（以下、「各運営委員会」という。）の連携を密にし、各運営委員会の問題解決のための協議を行う。

(2) 桂坂地区内の景観・住環境の整備・保全に係る事業を行う。

(3) その他目的達成に必要な事業を行う。

(組織及び区域)

第4条 協議会は、桂坂地区内に居住する者、事業を営む者及び地区内土地・建物所有者で組織する。

2 活動区域は、別表に定める区域とし、別図に定める活動対象区域図に示す区域とする。

(委員)

第5条 協議会に次の委員を置くものとする。

(1) 各運営委員会の委員長

(2) 公募による者

(3) 自治連合会から推薦された者

(4) 協議会が推薦する者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員により補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会計 1名

(4) 幹事 若干名

(5) 事務局長 1名

(6) 会計監査 1名

2 協議会に、必要に応じ、顧問を置くことができる。

3 役員は、委員の中から総会で選任し、その任期は委員の任期とする。

4 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

- 5 副会長は、会長を補佐し、会長不在時には、その任務を代行する。
- 6 会計は、本会の経理に関する業務を処理する。
- 7 幹事は、本会の運営に必要な活動を行う。
- 8 事務局長は、本会の事務運営を統括管理する。
- 9 会計監査は、会計報告の監査に関する業務を処理する。
- 10 顧問は、本会の運営に関する助言をすることができる。

(会 議)

第7条 協議会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
 - (3) 専門部会
 - (4) その他必要と認められるもの
- (総 会)

第8条 総会は、協議会の最高意思決定機関であり、委員で構成する。協議会の運営及び活動は、総会の決定に基づくものとする。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催できる。
- 3 総会は、委員の過半数の出席又は委任状がなければ、会議を開き議決することができない。
- 4 総会の議長は、委員の中から選出し、次の各号の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び決算に関すること。
 - (3) 規約の改廃に関すること。
 - (4) 役員を選任に関すること。
 - (5) その他事項

(役員会)

第9条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、本会の会務を処理する。

(専門部会)

第10条 第3条の事業を実施するために、協議会に次の専門部会を置く。

- (1) 建築協定部会
 - (2) 景観づくり部会
- 2 協議会の委員は、いずれの専門部会にも所属できるものとする。
 - 3 専門部会委員は、委員の中から総会で選任し、その任期は委員の任期とする。
 - 4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。
 - 5 専門部会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- (事業年度)

第11条 協議会の事業年度及び会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(補 則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

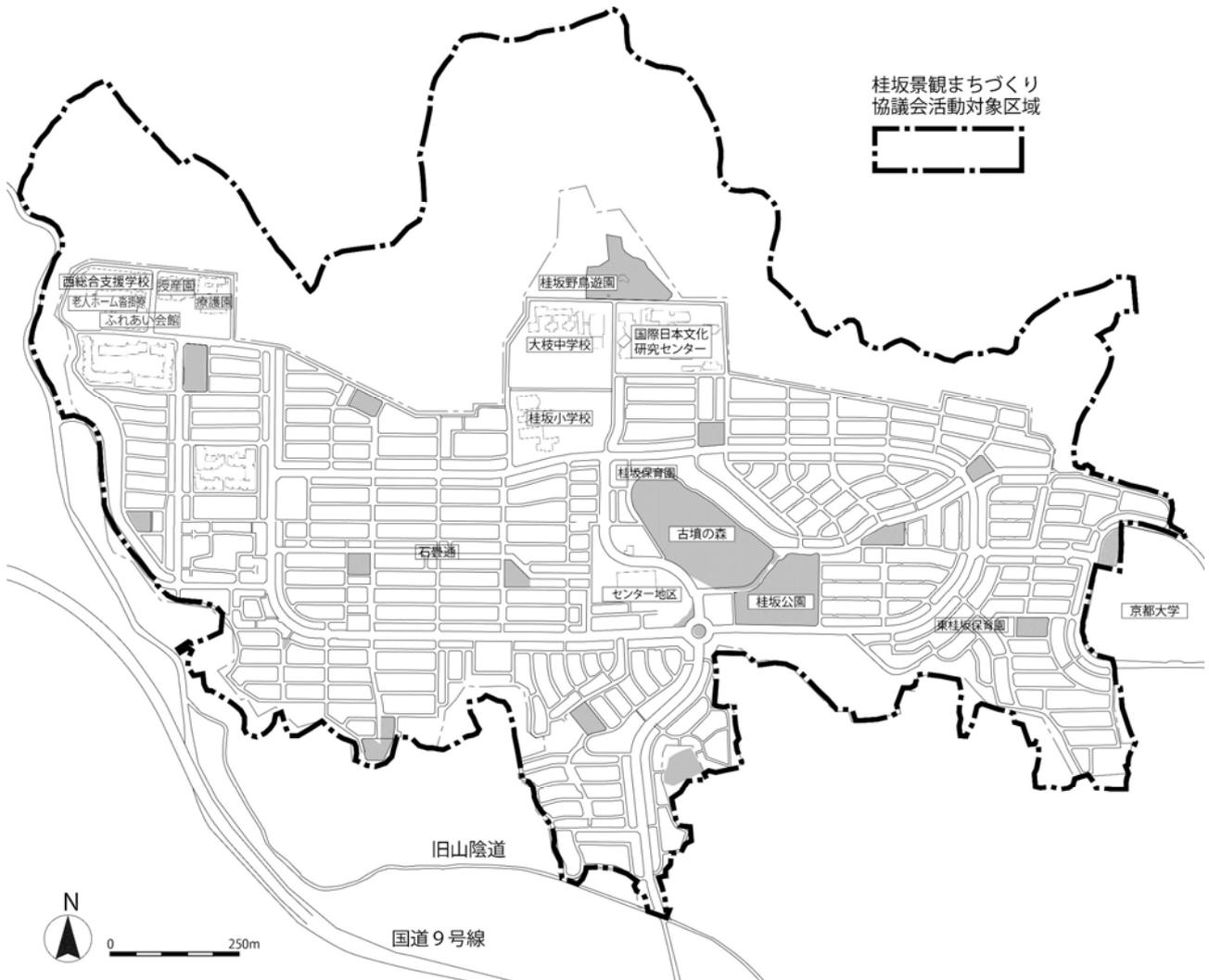
附 則

- 1 この規約は、平成24年11月4日から施行する。
- 2 協議会は、桂坂地区建築協定協議会（以下、「旧協議会」という。）を継承するものとし、平成21年4月12日施行の桂坂地区建築協定協議会会則は廃止する。
- 3 協議会の平成24年度における委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成25年度総会までの期間とする。
- 4 協議会の会計処理は、旧協議会の財産を引き継ぎ、第11条の規定を適用する。

別表

御陵細谷の一部	御陵北大枝山町	御陵大枝山町一丁目	御陵大枝山町二丁目
御陵大枝山町三丁目	御陵大枝山町四丁目	御陵大枝山町五丁目	御陵大枝山町六丁目
御陵峰ヶ堂	御陵峰ヶ堂町一丁目	御陵峰ヶ堂町二丁目	御陵峰ヶ堂町三丁目
京都大学桂の一部	大枝北沓掛町一丁目	大枝北沓掛町二丁目	大枝北沓掛町三丁目の一部
大枝北沓掛町四丁目	大枝北沓掛町五丁目	大枝北沓掛町六丁目	大枝北沓掛町七丁目

別図





発行 / 桂坂景観まちづくり協議会